令和８年10月
京都労働局

両立支援等助成金の申請にあたっての注意事項

両立支援等助成金の申請においては、以下のとおり取扱います。必ず内容をご確認のうえ、申請をしてください。

１．　申請書類の受付について

申請の際は、申請書の記入漏れや資料の添付漏れがないようにしてください。審査に最低限必要な書類が一通り添付されていない場合は、申請を受理できず申請書類一式を返戻させていただく場合がございます。

郵送にて提出する場合は郵便事故防止のため、必ず簡易書留等の配送記録が残る方法で郵送し、配達状況は配送業者に直接ご確認ください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。

受付時には書類の形式的な確認のみ行います。後日、支給不支給の判断に係る審査段階で再度審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

２．　審査について

原則として、提出された書類により審査を行います。当局から支給要件を満たさないことを告げられた際に「書類の作成間違いである」等の主張をされても、事業主都合による書類の差し替えや訂正は認められず、客観的な資料に基づき、少なくとも「報告内容が誤りであったこと」、「真実の状況が支給要件を満たしていること」を確認できない限り、不支給決定となります。

また、当局が助成金の支給に関して必要があると判断した場合、調査または報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。調査または報告について、正当な理由なく拒否される場合は、不支給決定となります。

社会保険労務士等による代行提出の場合であっても、申請内容について直接申請事業主に問い合わせ・確認等を行う場合があります。

３．　申請期限について

申請先は申請事業主の本社等（人事労務管理機能を有する部署が属する雇用保険適用事業所）の所在地を管轄する都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）となります。

消印の日付が申請期限内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過した場合は申請期限内に申請されたと認められません。

ご申請いただくケースによって申請期間が異なりますので、申請期限をご確認のうえ余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

４．　その他

支給要件や申請手続きに関するお問い合わせにお答えすることは可能ですが、**実際に受給できるかどうかについては、受理後の審査において判断することとなるため、事前のお問い合わせにて確約することはできません。**

支給または不支給の決定通知書は申請事業主に郵送します（社会保険労務士による代行申請であっても、社会保険労務士へは通知しておりません。）。

また、審査の進捗状況や審査結果に関するお問い合わせには、申請事業主本人であることが確認できるまでお答えすることができません（提出代行の社会保険労務士にもお答えできませんのでご了承願います。）。

お問い合わせ先
京都労働局　雇用環境・均等室
〒604-0846　京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451　1 階
電話番号：075-275-8087